

第 5222 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2015年)平成27年 5月12日 火曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

↳ 国税の納税猶予制度

Q：税務調査で間違いが見つかり、修正申告しますが、一度に納税することが困難です。救済措置はありませんか？

A：納税猶予制度があります。

【解説】

以下の事由により、国税を一時に納付できないと認められるときは、所轄の税務署長に申請することにより、1年以内の期間に限り、納税猶予が認められる場合があります。ただし、担保の提供が必要です。

- ①納税者が財産につき、震災、風水害、落雷、火災その他の災害を受け、又は盗難に遭ったこと
- ②納税者又はその者と生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷したこと
- ③納税者がその事業を廃止し、又は休止したこと
- ④納税者がその事業につき著しい損失を受けたこと
- ⑤納税者に上記①から④に類する事実があったこと
- ⑥法定申告期限から1年を経過した日以後に納付すべき税額が確定した国税などがあること（修正申告等がこれに該当しますが、この場合には、修正申告書を提出する日までに猶予申請書を提出する必要があります）
なお、次の場合には担保の提供が不要です。
 - ・猶予を受ける金額が100万円以下の場合
 - ・猶予を受ける期間が3か月以内の場合
 - ・担保に提供することが認められている上場有価証券や土地建物などがない場合

